

# 水道加入分担金減免申請受付は、 令和8年1月30日をもって終了します。

## 1 概要

那珂市水道事業において、安心安全な水道水供給を目的として茨城県水道普及促進支援事業を活用し、加入分担金の減免を行います。

## 2 内容

- (1) 減免の対象者  
家庭向けの利用(生活用水)を目的とした、**新規に水道加入申込みをする者**を対象とし、事業者向けの利用は対象外とします。
- (2) 減免額  
**1件につき、30,000円(税込)**
- (3) 減免の対象となる条件

**令和8年2月27日(金)までに給水取出し工事が完了していること。**

※注 意 国県道における占用手続きは、**1ヵ月程度要する**ことから余裕を持った申請をお願いします。

## 3 申請方法

- ① 減免対象可否の事前協議。
- ② 水道事業手数料等減免申請書(様式第11号)を給水装置工事申請書に添付して申請する。  
※様式第11号においては、ホームページからのダウンロード、または水道課工務管理グループ窓口にて配布。
- ③ 審査後に水道事業手数料等減免決定通知書と減免後の納付書を発行いたします。

### 加入分担金(消費税 10%込)

| 申請量水器口径  | 減免前      | 減免後             |
|----------|----------|-----------------|
| 13ミリメートル | 143,000円 | <b>113,000円</b> |
| 20ミリメートル | 286,000円 | <b>256,000円</b> |
| 25ミリメートル | 572,000円 | <b>542,000円</b> |